

主な指摘事項 【介護老人福祉施設】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>重要事項説明書及び契約書（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニットの数及びユニットごとの入居定員について記載すること。 ・利用料金について、介護保険給付額の記載が9割のみのため、8割、7割についても記載すること。 ・緊急時等における対応方法について記載すること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることについて記載すること。 ・虐待の防止のための指針を整備することについて記載すること。 ・虐待の防止に関する研修を定期的開催することについて記載すること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 	2件
運営	口腔衛生等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。 ・上記技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。 	2件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。なお、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニットの数及びユニットごとの入居定員について記載すること。 	1件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。 	1件

計6件